

X II—11 中央滅菌材料室

1 概要

中央滅菌材料室は、使用済みの医療器具を適切に再処理し管理する部門である。安全に病院内の各部門へ器材を供給する役割があり、感染管理における重要な部門である。

2 中央滅菌材料室における感染対策

(1) 器具の回収

- ① 汚染された回収器材と清潔器材が混同することのないよう、処理工程は一方向とする。
- ② 回収器材はコンテナに入れ、密閉式の専用カートで回収する。使用後は、コンテナは洗浄し、カートは消毒用アルコールで清拭する。

(2) 汚染器材の搬入と洗浄

- ① 仕分け作業は、手袋・マスク・プラスチックエプロンを着用し行う。
- ② 器材は、自動洗浄機および、必要時は超音波洗浄機も併用し洗浄を行う。
- ③ 洗浄作業時は、マスク・ゴーグル・手袋・プラスチックエプロンを着用する。

(3) 器材の滅菌

- ① 院内の規定に沿って各種インジケータを使用し滅菌保証する。
- ② リコール時の体制を整備する。
- ③ 未滅菌器材が誤って払い出された場合は、直ちに回収し、同時期に払い出された全部署の器材を確認する。
- ④ 単回使用物品の再使用は十分な洗浄・消毒・滅菌を行うことが困難であるため、原則行わない。再滅菌を依頼する場合は、院内の規定に沿って依頼する。

(4) 保管

- ① 専用户棚へ滅菌期限順に収納する。
- ② 滅菌済み器材は手指衛生後、清潔な手で取り扱う。

(5) 払い出し

- ① 生物学的インジケータによる滅菌確認後、滅菌器材を払い出す
- ② 払い出す時に、化学的インジケータによる滅菌確認を行う。

3 職業感染防止

(1) 切創による曝露防止

器材洗浄時には、鋭利器材による切創に注意する。受傷時には、院の規定に則って速やかに処理する。

(2) EOG 曝露防止

- ① 滅菌機装置を開ける時には、必ず防毒マスクを着用する。
- ② 被爆した際には、曝露部位を流水で洗い、上司への報告および産業医の診察を受ける。